

令和4年1月30日改訂

調布市剣道連盟規約

調布市剣道連盟

第1章 総則

第1条(名称)

名称は調布市剣道連盟(以下「本連盟」という)と称し、事務所を本連盟役員方におく。

第2条(組織)

本連盟は、調布市在住者または本連盟に関係ある剣道愛好者をもって会員(以下「会員」という)とし、組織する。

第3条(会員と構成)

本連盟は各々の加盟団体から構成され、会員はその団体に所属する。

会員は次のものとする。

- (1) 一般会員
- (2) 名誉会員

第2章 目的及び事業

第4条(目的)

本連盟は、剣道の奨励及び発展につとめ、あわせて会員相互の親睦をはかるとともに青少年の健全なる育成につとめることを目的とする。

第5条(事業)

本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 技能向上のための継続的な稽古会の実施
- (2) 各種剣道大会の主催、後援および参加
- (3) 初心者等に対する指導講習、その他剣道発展と向上に必要と認める事業

第3章 役員及び名誉会員

第6条(名誉会員)

本連盟の発展や地位向上に寄与された方を名誉会員とする。

名誉会員の選定基準に関しては別途定める。

第7条(役員)

本連盟は、次のとおり役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 理事 若干名(会計1名を含む)
- (6) 監査 2名

ただし、監査は(1)～(5)の役員の兼務はできない。

第8条(役員選出)

役員の選出方法は次のとおりとする。

- (1) 理事は、理事会において会員の中から選出し、総会で決議する。
- (2) 理事会は、会長、副会長、理事長、事務局長、監査を選出する。

第9条(役員の仕事)

- (1) 会長は、本連盟を代表し会務を統轄するとともに顧問及び相談役を理事会にはかかっておくことができる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはこれを代行する。
- (3) 理事長は、会長・副会長事故ある時はこれを代行するとともに理事会において会務の企画および立案をし、事業を実施する。
- (4) 事務局長は、理事長を補佐し、以下の仕事を遂行する。
 - ・理事若干名からなる「事務局」を設置し、事務を統轄する。
 - ・ホームページを含む広報活動の実施にあたり「広報委員会」をおき、この運営を委ね統括する。
- (5) 理事は、以下の仕事を遂行する。
 - ・内部大会・外部大会・段級審査会のいずれかの事業を担当し遂行する。
 - ・事務局長の補佐等、会長からの特命事項を遂行する。

第10条(理事会)

理事会は、監査役を除く役員で構成する。

2. 理事会は次の事項を行う。

- (1) 事業計画と予算作成および事業の実施
- (2) 事業報告および決算書の作成
- (3) 総会に関する議案書の作成
- (4) 規約の制定および改廃の決議
- (5) その他緊急事項

第11条(任期)

会長・副会長・理事長・事務局長の任期は、1期2年とし再任を妨げない。ただし、原則として3期6年までとするが、6年経過時点で満60歳未満の場合は、最大2期4年の延長ができるものとする。

2. 理事の任期は、1期2年とし再任を妨げない。

3. 役員は、任期終了後といえども後任者が選出されるまでの仕事を遂行しなければならない。

第12条(定年)

役員の定年は満70歳とする。

第4章 総会

第13条(総会)

本連盟の通常総会は年1回とし、役員および加盟団体代表者の過半数の出席をもって成立する。

2. 緊急を要する場合は、会長は臨時総会を開催し、役員および加盟団体代表者を招集することができる。

3. 事業計画・予算および事業報告・決算書その他総会に関する議案を総会において過半数以上の賛成をもって決議する。

第5章 上部団体役員

第14条(団体役員を選出)

西東京剣道連盟および(社)調布市体育協会の役員は、会長が次のとおり選出する。

(1) 西東京剣道連盟の役員として理事その他西東京剣道連盟より指示された者。

(2) (社)調布市体育協会役員、幹事その他必要と認めた者。

(3) 前項の者は、本連盟の代表として西東京剣道連盟および(社)調布市体育協会の定款等により任務を遂行しなければならない。

第6章 会計

第15条(会費)

一般会員は、年間会費を納めなければならない。

第16条(経費)

本連盟の経費は、年間会費その他の収入をもってこれにあてる。

第17条(会計年度)

本連盟の会計年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日をもって終了する。

第7章 その他

第18条(罰則)

会員は、本規約の義務違反または統一をみだし体面を著しく汚した場合は、理事会にはかり警告または除名することができる。

第19条(その他)

規約に定めなき事項については、理事会においてこれを定めることができる。

第20条(改廃)

規約の改廃は、理事会において過半数以上の賛成をもって決議する。

以上

附則

- * 本規約は昭和33年4月1日より施行する
- * 本規約は昭和43年4月1日より施行する (第1条・第7条改正)
- * 本規約は昭和49年4月1日より施行する (第10条・第11条改正)
- * 本規約は昭和53年4月1日より施行する (第1条・第4条・第7条・第8条・第10条・第11条・第15条改正)
- * 本規約は昭和55年4月1日より施行する (第8条3項改正)
- * 本規約は昭和57年4月1日より施行する (第7条2項補則・第17条改正)
- * 本規約は昭和59年4月1日より施行する (第15条1項改正)
- * 本規約は昭和60年5月12日より施行する (第10条・第11条名称改名による改正)
- * 本規約は昭和63年6月12日より施行する (第6条役員・第10条・第11条名称改名・第12条・第14条改正)
- * 本規約は平成 5年5月9日より施行する (調布市剣道連盟より調布中央剣道会へ名称変更 全面改正)
- * 本規約は平成16年4月16日より施行する (第12条・第13条名称改名・第17条・第18条・第19条追加改正)
- * 本規約は平成20年4月20日より施行する (第6条・第7条・第8条・第10条・第18条改正)
- * 本規約は平成21年8月23日より施行する (全面見直し)
- * 本規約は平成24年4月22日より施行する (第8条・第10条改正)
- * 本規約は平成28年4月17日より施行する (第1条改正)
- * 本規約は平成29年4月16日より施行する (第3条・第11条改正、第3章名称改名、第6条追加改正、
第7条以降番号変更(第6条追加による))
- * 本規約は令和4年1月30日より施行する (第7条・第9条改正)